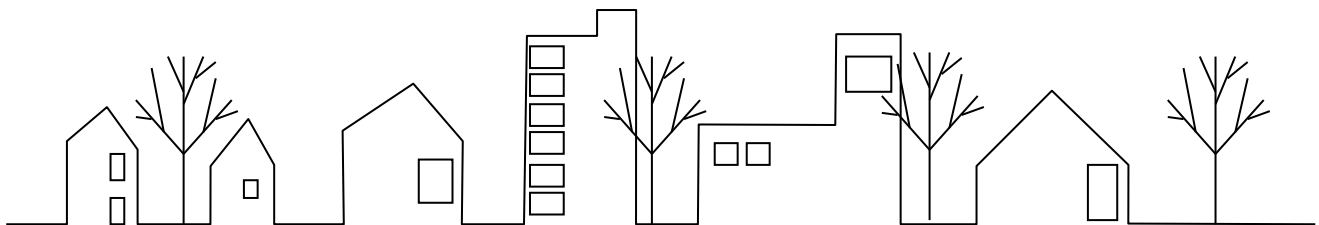


千葉市

被災者住宅建築資金利子補給事業 ご案内（令和3年度）



令和元年9月9日台風15号若しくは10月12日台風19号
又は10月25日大雨により被害を受けた住宅の補修、建替え
などを行うために必要な資金を金融機関から借り入れる場
合、利子の一部を補助します。

【お問い合わせ先】

都市局建築部住宅政策課

TEL 043-245-5810

FAX 043-245-5795

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1

千葉中央コミュニティセンター3F

令和元年台風15号若しくは台風19号又は10/25大雨により、被害を受けた住宅の補修、建替えなどを市内で行う場合、予算の範囲内において、千葉市台風被災者住宅建築資金利子補給金交付要綱に基づき利子補給事業を実施しています。

この事業は、金融機関から借り入れた資金の利子の一部を補助するものです。

申込ができる者

次の各項目をすべて満たす方が対象となります。

- ① り災していることの証明(以下「り災証明書」という。)を市町村から受けた住宅(以下「被災住宅」という。)を自己又は親族が所有する者で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者
- ② 市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う者
- ③ 被災者住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、融資の実行を受けた者
- ④ 利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者

利子補給条件等

- ① 借入金の使途は、被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の新築又は購入、被災住宅に代わる住宅の新築又は購入に必要な土地資金(土地のみの購入資金は除く)となります。
- ② 利子補給の対象限度額は10万円以上500万円以下です。
- ③ 利子補給期間は、当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内です。ただし、無利子期間又は利子支払いの猶予期間等がある場合には、当該期間を含みます。
- ④ 利子補給額は、利子補給対象限度額の返済について月単位で算定した借入れ額の残金に対し、利子補給率(年利2.0%)に相当する金額とします。ただし、利子補給の対象となる支払い利子が利子補給率(年利2.0%)に相当する額を下回った場合は、支払った利子の額とします。

利子補給対象の金融機関

都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・中央労働金庫の本支店及び住宅金融支援機構、住宅金融支援機構と提携し住宅ローンを販売している保険会社・モーゲージバンク等

申込に必要な書類

利子補給金の申込をされる方は、金融機関に融資の申込を行った日から原則として1ヶ月以内に申込書を提出してください。なお、すでに融資実行を受けており、利子補給を受けることができる方と市が確認できた場合は、申込と併せて融資実行報告書を提出することができます。

- ① 千葉市台風被災者住宅建築資金利子補給申込書（様式第 1 号）
- ② 被災した住宅の居住者の住民票謄本
（ただし、市内の被災住宅に居住している方は、個人情報確認同意書（様式第 3 号）を提出することにより、住民票謄本の提出を省略することができます。）
- ③ 申込者と被災した住宅の所有者及び居住者の親族関係のわかる書類
（戸籍全部事項証明書等。ただし、住民票謄本により親族関係が明らかである場合、省略することができます。）
- ④ リ災証明書（写し可）
- ⑤ 被災した住宅の登記事項証明書（建物）
（被災後住宅を除却したことにより登記事項証明書が発行されない場合、閉鎖事項証明書を取得願います。）
- ⑥ 被災した住宅の補修又は被災した住宅に代わる住宅の新築又は購入に係る見積書
- ⑦ 個人情報の第三者提供に関する同意書（様式第 3 号の 2）

※利子補給申込チェックシート及び申込書記載例を参考に書類を作成願います。

融資実行報告に必要な書類

利子補給申込書を提出した後、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し、融資が実行されたときは、融資実行報告書を速やかに提出してください。

- ① 千葉市台風被災者住宅建築資金利子補給に係る融資実行報告書（様式第 4 号）
- ② 金銭消費貸借契約の写し及び融資機関の発行する償還予定表（返済明細表・返済予定表の写し等で、融資実行日、融資金額、融資利率、返済期間、返済方法、元金据置期間、償還開始日及び償還日ごとに返済すべき元金・利息の額が確認できる書類）

交付申請及び実績報告

利子補給対象者は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に支払った利子については翌年の原則 1 月 20 日までに当該期間にかかる利子補給金の交付について、千葉市台風被災者住宅建築資金利子補給金交付申請書（様式第 6 号）と金融機関が発行した支払利息証明書を提出しなければなりません。ただし、金融機関の証明を受けた千葉市台風被災者住宅建築資金利子補給に係る支払利息額証明書（様式第 7 号）提出すれば、金融機関が発行した支払利息証明書を省略することができます。

注意事項

- ① 申込や交付申請等に押印する場合、使用する印鑑は同じものを使用してください。
（自動ゴム印不可）ただし、本人が手続きをする場合、押印は不要です。
- ② 利子補給の交付申請の内容に変更が生じたとき、又は中止するときは、必要な手続きがありますので、事前にお問合せください。

手続きの流れ

